

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月27日
【事業年度】	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日
【会社名】	ビー・エヌ・ピー・パリバ (BNP PARIBAS)
【代表者の役職氏名】	最高財務責任者 ラルス・マシュニル (Lars Machenil, Chief Financial Officer)
【本店の所在の場所】	フランス国パリ市9区イタリア通り16番地 (16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 柴 田 弘 典
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1039
【事務連絡者氏名】	弁護士 船 越 輝 同 早 川 晃 司 同 大 野 孟 彬 同 辻 勝 吾
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1116 03-6775-1309 03-6775-1378 03-6775-1434
【縦覧に供する場所】	ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー

1 [提出理由]

平成30年6月29日付で提出した平成29年12月31日に終了した事業年度に係る有価証券報告書および添付書類のうち定款（訳文）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、本有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正事項]

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております（なお、平成30年6月29日付で提出した有価証券報告書において付されていた下線は、訂正した箇所を明示するため、本有価証券報告書の訂正報告書においては表示しておりません。）。また、訂正後の定款を新たに添付しております。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

<訂正前>

(前略)

資本出資形態

(中略)

通常、株式が現物出資（有形または無形資産）を対価として発行される場合は、全関連会社もしくは全株主が全員一致で選任するか、またはこれができない場合には商事裁判所が選任する独立鑑定人（*commissaire aux apports*）が、現物出資の額について意見を出さねばならない。当該現物出資により発行された株式は、発行時に全額払込まれることを要する。しかし、（i）株式資本またはマネー・マーケット・ファンドの形で入手可能な有価証券および（ii）既に額が決定されたその他の資産に関しては、これらの出資がいずれの場合も関連要件をすべて満たしている場合、独立鑑定人の選任を回避することができる。かかる場合、株主は次の定時株主総会において、出資の概要および額に関する書類について報告を受けることとなる。

(中略)

株式に付与された権利

(中略)

(c) 配当および準備金

配当および利益処分は株主により承認されなければならない。定款に記載がなければ配当金の支払について制限はないことになるが、配当は利益を上回ることとはできない。さらに、各年、純利益の最低5パーセントは法定準備金が発行済株式資本の10パーセントに達するまで同準備金に組入れることを要する。定款により第1順位配当を設けることができる。法定監査人が意見を述べた最終または中間貸借対照表により利益が減価償却、準備金および必要な場合は繰越損失による調整後の中間配当の額以上であることが示される場合には、会社は中間配当を支払うこともできる。取締役会（または業務執行体）が、中間配当の支払、その金額および支払日について決定する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

資本出資形態

(中略)

通常、株式が現物出資（有形または無形資産）を対価として発行される場合は、全出資者もしくは全株主が全員一致で選任するか、またはこれができない場合には商事裁判所が選任する独立鑑定人（*commissaire aux apports*）が、現物出資の額について意見を出さねばならない。当該現物出資により発行された株式は、発行時に全額払込まれることを要する。しかし、（i）株式資本またはマネー・マーケット・ファンドの形で入手可能な有価証券および（ii）既に額が決定されたその他の資産に関しては、これらの出資がいずれの場合も関連要件をすべて満たしている場合、独立鑑定人の選任を回避す

ることができる。かかる場合、株主は次の定時株主総会において、出資の概要および額に関する書類について報告を受けることとなる。

(中略)

株式に付与された権利

(中略)

(c) 配当および準備金

配当および利益処分は株主により承認されなければならない。定款に記載がなければ配当金の支払について制限はないことになるが、配当は利益を上回ることはいできない。さらに、各年、純利益の最低5パーセントは法定準備金が発行済株式資本の10パーセントに達するまで同準備金に組入れることを要する。定款により第1順位配当を設けることができる。法定監査人が意見を述べた最終または中間貸借対照表により減価償却、準備金および必要な場合は繰越損失による調整後の利益が中間配当の額以上であることが示される場合には、会社は中間配当を支払うこともできる。取締役会（または業務執行体）が、中間配当の支払、その金額および支払日について決定する。

(後略)

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

<訂正前>

(前略)

株主総会（第18条）

(中略)

株式の所有は、期日内に、現行のフランス法に従い、ビー・エヌ・ピー・パリバ株主名簿へ株主名を記帳し、または権限ある承認仲介機関の無記名式株主名簿へ記帳することによって表章される。無記名式株式の場合、権限ある承認仲介機関は、かかる関係株主の参加を証明するものとする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

株主総会（第18条）

(中略)

通常株主総会への参加は、期日内に、現行のフランス法に従い、ビー・エヌ・ピー・パリバ株主名簿へ株主名を記帳し、または権限ある承認仲介機関の無記名式株主名簿へ記帳することを条件とする。無記名式株式の場合、権限ある承認仲介機関は、かかる関係株主の参加を証明するものとする。

(後略)

第5 【提出会社の状況】

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

内部統制

気候変動に関するリスク管理

<訂正前>

2015年11月の第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP 21）で採択されたパリ協定の分担として、BNPパリバは、地球温暖化を食い止め、気温上昇を2度に抑える目標に沿ったエネルギー転換を支援するための施策を行った。そのうちの1つに、採掘プロジェクトまたは多様化の戦略を持たない専門的な石炭採掘会社であるか否かにかかわらず、石炭の採取に今後融資しないという決定がある。

（後略）

<訂正後>

2015年11月の第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP 21）で採択されたパリ協定の分担として、BNPパリバは、地球温暖化を食い止め、気温上昇を2度に抑える目標に沿ったエネルギー転換を支援するための施策を行った。そのうちの1つに、採掘プロジェクトまたは多様化の戦略を持たない専門的な石炭採掘会社を通じた石炭の採掘のみならず、石炭を燃料とした発電所プロジェクトにも今後融資しないという決定がある。

（後略）